



2024年5月10日

各 位

会社名 三 信 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 (COO) 鈴木 俊郎
(コード番号: 8150 東証プライム市場)
問合せ先 取 締 役 執行役員 経理本部長 村上 淳一
(TEL 03-3453-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月21日開催予定の当社第73期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2024年3月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しております通り、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、経営に関する意思決定の迅速化により更なる企業価値の向上を図るため、2024年6月21日開催予定の当社第73期定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な下記の変更を行うほか、条文の整理等、所要の変更を行うものであります。

- ・ 監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定を新設
- ・ 監査役および監査役会に関する規定を削除
- ・ 重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設
- ・ 削除される規定の効力に関する附則を新設

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月21日(金) 予定
定款変更の効力発生日	2024年6月21日(金) 予定

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社は、<u>取締役に15名以内をおく。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <新設></p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行通り></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の<u>監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2</u> 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役等)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は会日から 3 日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第 23 条～第 24 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第 25 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 27 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 28 条 監査役会の招集通知は会日から 3 日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 23 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 < 現行通り ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 29 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 26 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 27 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 28 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>第 31 条～第 34 条 <条文省略></p>	<p>第 29 条～第 32 条 <現行通り></p>
<p><新設></p>	<p>附則</p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 73 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>